

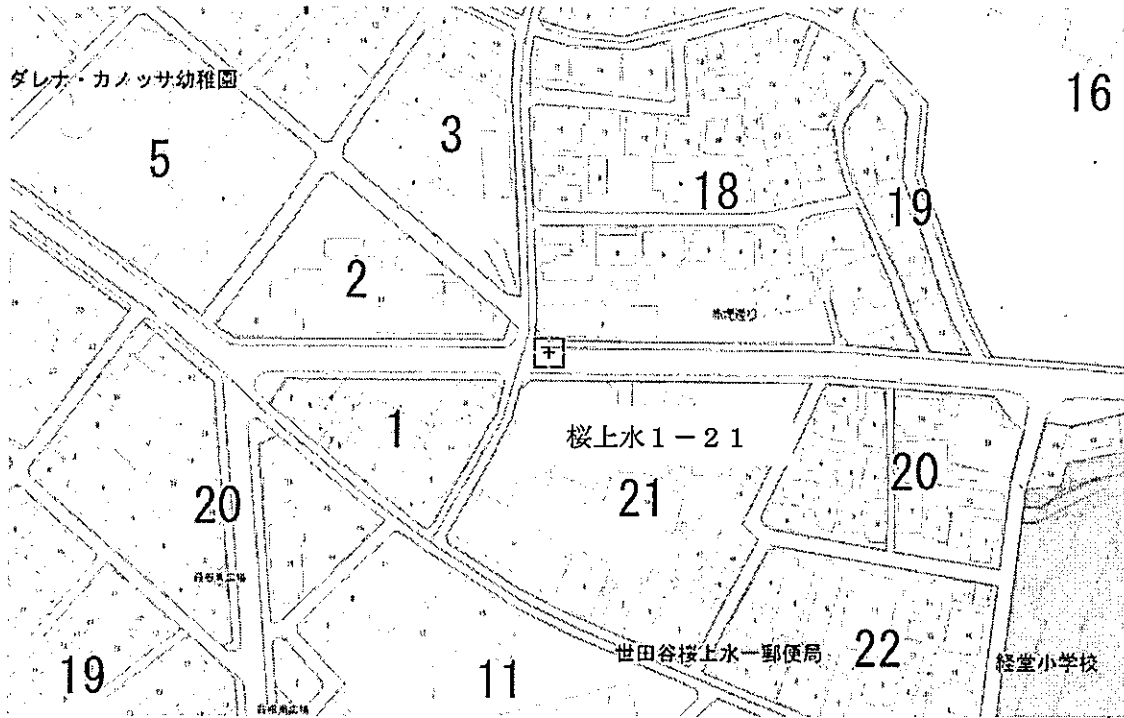
令和3年5月26日  
児童相談所

議会の委任による専決処分の報告  
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和3年1月29日(金)午後4時5分頃  
(天気 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区桜上水一丁目21番付近(赤堤通り)
- (3) 相手方 乙 ( )
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)児童相談所職員は、庁有車を運転し、相談者宅へ家庭訪問をするために赤堤通りを走行していた。発生場所の信号機のない横断歩道に差しかけた際に、右手から自転車で走行してきた乙に気づくことが遅れ、ブレーキをかけたが間に合わず、庁有車の前部が自転車の前輪に接触、乙が手と膝をつき倒れた。
- (5) 損傷の程度 甲 人身：なし  
物損：なし  
乙 人身：右膝に擦り傷、左足首に痛み  
物損：事故時に乗っていた自転車の前輪フレーム損傷
- (6) 過失割合 甲 10割 ・ 乙 0割
- 2 乙への損害賠償額 16,800円  
(自動車保険より全額補てんされる。)
- 3 専決処分日 令和3年5月24日

位置図



現場説明図

